

豊川市ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政経営改革に位置づけられたファシリティマネジメントの推進にあたって、豊川市が保有する公共施設の適正配置、維持、更新等について総合的な見地から検討するため、豊川市ファシリティマネジメント推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を豊川市行政経営改革推進本部設置要綱（平成7年7月3日施行）第1条に規定する豊川市行政経営改革推進本部に報告するものとする。

- (1) 公共施設適正配置計画に関すること。
- (2) 公共施設中長期保全計画に関すること。
- (3) 公共施設等総合管理計画に関すること（公共建築物）。
- (4) その他ファシリティマネジメントの推進のために必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 会議は、別表第1に掲げる会員をもって構成する。

2 会議に会長を置き、総務部次長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 前条の規定のほか、会長は必要に応じて別表第1に掲げる会員以外の者を招集することができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に会員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 会議は、必要に応じて、豊川市ファシリティマネジメント推進部会（以下「推進部会」という。）を置くことができるものとする。

2 推進部会の運営その他必要事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部管財契約課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

(豊川市ファシリティマネジメント推進基本方針策定委員会設置要綱の廃止)

2 豊川市ファシリティマネジメント推進基本方針策定委員会設置要綱(平成23年7月29日施行)は、廃止する。

附 則

3 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名
総務部次長
健康福祉部福祉課長
健康福祉部子ども課長
健康福祉部介護高齢課長
健康福祉部保健センター主幹
市民部市民協働国際課長
市民部人権交通防犯課主幹（小坂井文化センター）
市民部文化振興課長
産業部商工観光課長
建設部建築課長
一宮総合支所地域振興課長
音羽支所長
御津支所長
小坂井支所長
消防本部総務課長
教育委員会庶務課長
教育委員会生涯学習課長